

第五期長期計画 計画案（たたき台）

施 策 の 体 系

（たたき台 110829版）

I 健康・福祉

基本施策 1 ささえあいの気持ちをつむぐ

人口構成の変化（少子化・高齢化）、核家族化や単身世帯の増加など家族の小規模化や、家族や近隣関係の希薄化など、市民をとりまく環境・状況の変化に伴い、引きこもり、孤独死などの新たな課題が発生している。この間、地域での支え合いも弱まり、その代替として福祉制度や介護保険でのサービス提供が求められてきた。武蔵野市ではテンミリオンハウス事業など独自の取り組みを行ってきたが、既に行政や専門機関のみで対応できる範囲は超え、また、地域を支えてきたコミュニティ協議会、地域福祉推進活動協議会（地域社協・福祉の会）では、次の担い手を見いだす困難さなどがその活動を継続するうえで課題となっている。地域福祉活動の主役は市民であり、市民が自発的、主体的に地域の健康・福祉課題を発見し、その解決及び予防に取り組んでいくことが重要である。そのために、市は地域社協（福祉の会）やNPOなどと連携して市民同士の良好なコミュニケーションの構築を支援していく。

また、お互いを認め合い、誰もが地域でいっしょに暮らしていくために、こころのバリアフリーを推進していく。

(1) 自発的・主体的な地域福祉活動のための啓発

多様な市民が、地域で共に暮らしていくためには、相互の理解と尊重を土台として適切に対応することが求められる。これが日常の生活で当たり前に行われる社会を目指す。そのために必要な知識等を提供していく。

(2) 市民が主体となる地域福祉活動の推進

自分たちが住んでいる地域をより住みやすくするためには、市民一人ひとりが家族や周囲の人のために、自分にできる範囲のことに少しずつ取り組むことが必要である。困難な生活課題には、市と市民社会福祉協議会（市民社協）が中心となって、関係する市民、地域社協（福祉の会）、NPO、市民団体、事業所をコーディネートし解決に取り組んでいく。また当初介護保険制度の対象から外れてしまう人をケアするために始めたテンミリオンハウス事業については、誰もが集える場所として機能を発展させるとともに、居場所づくりなどに見られる近年の自発的な活動の状況を踏まえ、そのあり方について検討する。これらの活動が安定的・継続的に続けられるよう市は市民社協と一層の連携を図る。

(3) 地域の人とのつながりづくり

平素からの自らの住む地域の人とのつながりは、安心へもつながる。早めに変化に気づける日頃の顔見知りや見守りのネットワークづくりを進める。災害時に支援が必要な高齢者や障害者については、安否確認から避難支援へつなげられるよう引き続き災害時要援護者対策事業を進める。

基本施策2 誰もが地域で安心して暮らしてつづける仕組みづくりの推進

生活課題が多様化したことで、老老介護や虐待などの新たな課題も起こっており、市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らしてつづけるためには、特定の団体や行政内の特定の担当部署、あるいは市民個人で支援するだけでなく、NPOやボランティアなど多様な主体による担い手と、分野を越えた連携を推進する仕組みづくりが必要である。必要な情報を的確に得られるとともに、将来支援が必要になっても周囲に支援の体制が整っているという安心感を醸成するため、地域リハビリテーションの理念に基づいて、継続的かつ体系的な支援体制づくりとその可視化を進めていく。また地域で課題を抱えている市民と福祉サービスをコーディネートする役割を担う人材の育成や福祉施策に関わる専門職の資質の向上及び人・団体のネットワーク強化によりサービスの質の向上に努め、生涯を通して安心して過ごすことができる仕組みづくりを推進していく。

(1) 在宅生活支援のネットワークづくりの推進

すべての市民が、その年齢や状態に関わらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心して生活が続けられるよう、保健・医療・福祉・教育など地域生活に関わるあらゆる組織・人が連携した体系的継続的な支援をしていくという地域リハビリテーションの理念の実現に向けて、在宅生活を支援していく。

(2) 障害児への支援

障害児とその親などが地域での生活に困難を生じることがないように、生活全体を長期にわたって継続的に見守り、ライフステージの節目で支援が途切れることのないような仕組みが必要である。心身に何らかの障害のある子どもに対する早期からの療育を推進するとともに、障害児を育てる親の不安を軽減するための相談支援等を充実していく。

(3) 認知症高齢者施策の推進

高齢社会の到来とともに、認知症高齢者も増加している。認知症の人とその家族が地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症に対する理解を進め、家族の精神的・身体的負担を軽減するため、相談事業をはじめとする支援などを充実させる。

(4) 権利擁護事業・成年後見制度の利用促進

高齢者や障害者などが日常生活における判断能力が低下した場合でも、誰もが安心して暮らせるように、権利擁護事業・成年後見制度の利用促進に取り組む。また、高齢者や障害者などに対する虐待を防止するための施策を推進する。

(5) サービスの質の向上

市民が安心して福祉サービスを利用できるよう、市はサービスの質の向上に引き続き取り組む。必要な人へ必要なサービスをつなげられる人材を育成するため、各種講演会、研修会等で市及び事業者、または事業者同士の情報交換の場を提供するとともに、実際の福祉課題解決の過程を通してお互いの経験と知識を蓄え、資質の向上を図る。また、福祉サービス事業者の第三者評価受審を推進することにより、サービスの質向上を図るとともにサービス利用の際の選択の判断材料を提供していく。

基本施策3 誰もがいつまでも健康な生活を送るための健康づくりの推進

変化の激しい今日の社会にあっては、誰もが多くの悩みやストレスを抱える状況となっている。また高齢者の増加により、要介護高齢者、認知症高齢者など、生活のために支援を必要とする人も増加している。穏やかで健やかに暮らし続けるために、市民一人ひとりが、こころの健康維持や増進を図るとともに、疾病予防、介護予防、食育など、生涯を通じた健康づくりに取り組むことができるよう環境を整備する。

(1) 予防を重視した健康施策の推進

これから訪れる超高齢社会において、市民がいつまでも健康で暮らし続けるためには、病気になってからの治療ではなく、疾病を予防することが重要となってくる。死亡原因の一位であるがん対策や生活習慣病の予防など、健康で暮らし続けるための施策を推進していく。

(2) 健康を維持・増進するための施策

支援・介護が必要になっても地域で暮らし続けられるという安心感も必要であるが、健康であり続けられることが大切である。メンタルヘルスや食育など、生涯を通じた健康づくりに取り組んでいく。

基本施策4 地域で誰もがいきいきと輝けるステージづくり

自分の活動に生き甲斐を感じ、またその活動と自身の存在を認められると人は輝きを増す。地域における様々な活動において、誰もが自分に役割、出番があると感じることができるとステージづくりを推進する。高齢者や障害者も周囲の支えの中で「地域を活性化する存在」として輝きを放ち、地域の中でいきいきと暮らせるよう、余暇活動及び社会活動・社会貢献活動を支援していく。また、働く意志や希望をもつ障害者の雇用の機会拡大と、障害者にとって働きがいのある就労の確保を支援していく。

(1) 活動支援の促進

高齢者の増加は地域人材の増加である。定年退職後のサラリーマンや元気な高齢者が活躍し、社会貢献する場を検討する。また、障害者や社会的引きこもり状態にある人も地域にとって大切な人材であり、地域での役割を持ち、気軽に社会参加できるよう支援をしていく。

(2) 雇用・就労支援

高齢者や障害者が地域でいきいきと自立した暮らしを送るために就労を支援していく。高齢者については、シルバー人材センターの就労機会拡充や地域での活動を支援していく。障害者については、就労支援センターを中心に学校、福祉施設、企業との連携を深め、個別の障害特性に配慮した支援を充実させていく。

基本施策5 住み慣れた地域での生活を継続するための基盤整備

高齢単身世帯の増加や障害者の高齢化が進む中で、誰もが地域での生活を継続するため、在宅生活支援サービスの基盤を整備し、24時間安心感を得られる体制づくりを推進していく。

また、公共施設の建て替えなど基盤整備にあたっては、民間事業者や民間の各種施設との連携や役割分担などを前提とし、高齢者、障害者サービスなど特定の目的に限らない多機能型の施設整備を推進する。また、ユニバーサルデザインを推進するとともに、自分らしくいられ、自分が必要とされていることが感じられるような居場所感を得られるスペースや機会の創出を目指していく。

(1) 基盤の整備

既存施設の老朽化や施設へのニーズ動向を見極めて、「公共施設配置の基本的な方針」に基づき施設を計画的に整備していく。障害者が地域で住み続けられるようグループホームなどの基盤整備を推進する。くぬぎ園は、地域の拠点として、高齢者、障害者サービスなど特定の目的に限らない多機能型の施設としての整備を検討する。

II 子ども・教育

基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援

世帯構成や親の就業形態、世帯の経済状況、親の子育てに対する意識や親子関係のあり方などが様々に異なる中、子ども・子育て支援策にはこうした多様性への高度な対応が求められるようになってきている。

子どもたち一人ひとりが健やかに育ち、安心して親が子どもを育てられる社会の実現を目指していくためには、子育て支援の基礎的サービスがすべての子どもと子育て家庭に行き渡るとともに、支援を必要としている子どもや子育て家庭に対しては、それぞれが置かれている状況の個別性を踏まえた上で適切な対応を行っていくことが重要である。

また、子育てを担うべき家庭の役割の重要性を再認識し、家庭の教育力を向上するための取組みや、子育てに対する意識を高めるための啓発活動を進めていく。その一方で、子育てと仕事の両立に向けた保育サービスを充実するなど、子ども自身の育ちと子育て家庭への支援を総合的に展開していく。

なお、現在国において検討が進められている「子ども・子育て新システム」は、今後の子ども・子育て支援施策の根幹を大きく変える可能性があることから、今後の動向に注視するとともに、適切に対応していく。

(1) 一人ひとりの子ども、それぞれの家庭への支援

子どもたちが健やかに育ち、子育て家庭が安心して子どもを育てることができるよう、全ての子育て家庭を対象とした支援を充実していく。

学習機会の提供等による家庭の教育力向上や、ワーク・ライフ・バランスの推進等による子育てへの意識改革に向けた啓発を進めるとともに、子ども家庭支援センターの地域子育て支援機能を充実していく。

(2) 子ども・子育て家庭へのセーフティネットの充実

子育てを担うべきはまず家庭であるが、子育てが不安感や負担感にさいなまれることなく、日々の子どもの成長に喜びと生きがいを感じられるものとなるよう、支援を必要としている子育て家庭に対し、個に応じた支援機能を強化する。

子ども・子育て家庭に対するセーフティネット機能を充実するために、子ども家庭支援センターの相談機能、ひとり親支援機能等の強化を図るとともに、職員の専門性と対応力の向上を図る。

(3) 保育サービスの充実

共働き世帯の増加傾向は続いており、保育園入園希望者も引き続き増加が予想されることから、子育てと仕事の両立支援策を充実していくことが必要である。待機児童解消に向けた施策の推進や、保育の質の向上に取り組むなど、多様な保育ニーズに対して適切に対応していく。

公立保育園については、平成 23 年度より段階的に公益財団法人武蔵野市子ども協会（以下「子ども協会」という。）へ設置・運営主体の変更を進めており、平成 25 年度までに予定の 5 園の移管が完了する。移管に伴って生じた課題を検証するとともに、5 園移管後の公立保育園の担う役割、あり方について検討する。

また、保育に対する適正な負担のあり方については、認可保育園と認証保育所等その他の保育サービスとの間で生じている保育料の差も踏まえた検討を行う。

基本施策2 地域社会全体の連携による子ども・子育て支援の充実

これまでの子ども・子育て支援は「家族の絆」と「地域の絆」を両輪として捉え、施策を展開してきた。しかしながら、家庭と地域とのつながりが緩み、家族内の個人化も進むという二重の孤立傾向が顕著である現在、子ども・家庭・地域を結びつける既存のネットワークの見直しと新たなネットワークづくりが必要となっている。家族や地域をベースとする既存のネットワークは、比較的強い絆に支えられる一方、関係が固定化し、束縛も強くなりがちである。これを補う形で、個をベースとする比較的弱い絆を何層にも重ね合わせ、結果として子ども・家庭の孤立を防ぐ、柔軟で強靱な子ども・子育てネットワークを構築していくことが望まれる。

また、子どもや子育て家庭が信頼できる情報に容易にアクセスできる環境を整備し、自ら判断・行動できる範囲を拡大したり、子ども自身や子育て家庭が発した声を確実に聞き取り、支援者へと伝えていく仕組みを構築したりすることが重要になってくる。

さらに、支援を必要としているにもかかわらず自ら声をあげない、あげられないでいる子ども・子育て家庭に働きかけ、支援者をつないでいく体制も一層整備していく必要がある。

(1) 子育て支援団体や関連施設とつながる仕組みづくりと情報発信の充実

子育て不安、負担感の軽減を図るため、子育て家庭が地域の子育て支援団体や関係施設とつながり、継続的なサポートを受けられる仕組みを構築するとともに、子育てに関する情報提供の仕組みも充実する。

コーディネート機能・相談機能・情報提供機能を併せ持つ子ども家庭支援センターが地域の子育て支援事業ネットワークの核となり、①子育て家庭同士や子ども・子育て家庭と支援組織をつなげる仕組みづくり、②行政や事業者の相談・サポート体制の充実、③子ども・子育て支援に関する質の高い情報が民間・行政を問わず包括的に集約され発信される環境の整備を重点的に進めていく。

(2) 共助の仕組みづくり

地域で子育て支援を必要とする家庭と、子育て支援できる市民や事業者とが互いの信頼関係に基づき相互援助するファミリーサポート事業の推進や、NPOや地域団体など多様な実施主体によるひろば事業・子育て支援事業の展開を検討するとともに、子育て自主グループの育成・支援、地域の子育て力向上を目的とした講座の実施など、新たな共助の仕組みづくりを進める。

子どもが巻き込まれる犯罪を未然に防ぎ、子どもの安全を確保するため、引き続き地域で子どもを守る体制づくりの強化に努める。

基本施策3 青少年の成長・自立を支援

子どもたちは家族や地域の人びとに守られ、多くの人の支援を受けながら日々成長していく。やがて自分が家族や地域の一員だという意識が芽生え、その後自立した大人へと成長すると、家庭や地域の担い手として、子どもたちを守り、支える存在となっていく。このようにして家庭も地域も、今日支えられる側であった子どもたちが明日には支える側に回ることで未来へと受け継がれていく。しかしながら子どもたちにとって、地域とのつながりは家族とのつながりよりも実感しにくい。日々成長していく子どもたちが、自らも地域の一員であり、将来の担い手であるという自覚が持てるよう、地域活動への積極的な参画を促していく。

また、子どもたちが地域で安心して育っていくことができるよう、地域住民が主な担い手となっている地域子ども館あそべえ等を充実していくほか、子どもたちが発達段階に応じた判断力や自発的行動力を身につけることができるよう、体験活動や「ひと・まち・情報 創造館 武蔵野プレイス」（以下「武蔵野プレイス」という）を活用した学習講座の実施などの取組みを充実させていく。

(1) 小学生の放課後施策

全児童を対象とした放課後施策である地域子ども館あそべえは、子どもたちにとって一層魅力的な遊びの場を提供したり、異学年・異年齢交流を促進したりできるよう、スタッフのスキル向上や、専門性の高いスタッフの配置を図っていく。学童クラブは、多様なニーズに対応するため、一時育成事業を実施するほか、特に支援を必要とする子どもへの対応力を強化していく。

プレーパークは、子どもたちにとって、身近で伸び伸びと遊ぶことができる貴重な場となっている。子どもたちが地域で過ごし、地域で育っていけるよう、地域による自主的な活動による広がりについて、ノウハウの提供や公園の活用などを通じて支援していく。

(2) 豊かな人間性と社会に踏み出す意欲の育成

子どもたちが、体験活動等を通じて自然や大人たちと触れ合い、豊かな人間性を身に付けるとともに、社会へ踏み出す意欲をもてるよう、自然体験事業を実施していく。

むさしのジャンボリー事業は地域の青少年問題協議会地区委員会が中心となり、市との共催事業として実施しているが、担い手の固定化や高齢化など課題も生じている。これまでの実績を踏まえ、引き続き子どもたちにとっての貴重な自然体験事業として位置づけた上で、事業の実施方法等を検証し、今後のあり方を検討する。

子どもたちの社会性や創造力を高め、また、様々な大人や先輩の経験に触れることで自分自身の将来の夢や希望を育む機会を提供するため、子ども協会や公益財団法人生涯学習振興事業団と連携し、武蔵野プレイスを活用した青少年支援事業を実施する。

(3) 地域活動への積極的な参画支援

子どもたちが地域の一員であるという自覚をもてるよう、地域活動に参画できる仕組み、参画しようと思える環境を整え、地域に支えられる側から地域を支える側への成熟を促す。

基本施策4 子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備

子どもや子育て家庭への支援は、様々な団体や事業者等によって担われている。これらの団体や事業者と市は、適切な役割分担に基づき、互いに連携し合うことが重要である。幼児教育への市の関与のあり方の検討などを通じて、連携による質の高い公共サービスを提供していく。

市が行う子どもの育成活動については、その全般を横断的、効率的、包括的に支えることを目的として設置された子ども協会を中心に取り組んでいく。運営主体の一体化を生かした、乳幼児から小学生までを対象とする連続した支援を柔軟に展開していく。

また、認可保育園の建物整備等、既存施設をはじめとした子育て支援施設については、今後の人口動態や家族構成の変化などによるニーズの変化を的確に捉えた上で、長期的・全市的視点により再編・整備を進めていく。

(1) 子育て支援実施体制の整備

子ども協会は、0123 施設、認可保育園、認定子ども園の運営から地域子ども館事業、学童クラブ事業の実施に至るまで、市の子ども育成活動全般を担うこととなる。子育て支援施策全般の制度設計を行う行政との役割分担を明確にし、互いに連携しながら施策を充実していく。

地域子ども館と学童クラブについては、運営主体の一体化とともにその活動を検証し、連携を一層進めるとともに、子どもの視点に立った放課後の居場所の核としての機能の充実・強化を図るため、小学生の放課後施策推進協議会と協議しながら、運営の一体化についても検討していく。

幼児教育については、その推進を図るとともに、市の関与のあり方を検討する。

(2) 子育て支援施設の整備

桜堤児童館は、その機能・役割を地域子ども館あそべえなどに移して全市的に発展させるとともに、地域の保育需要等を勘案しながらそのあり方について検討を進め、将来的に 0123 施設化を図る。ただし、平成 24 年度については、施設の一部を「プレこども園」として使用することとし、その後については、周辺地域における保育需要も勘案しながら、短・中期的には桜堤保育園の分館的利用を検討する。

旧泉幼稚園跡地については、コミュニティセンターとの役割分担を踏まえ、NPO や市民活動団体の運営による子育てひろば機能と保育サービス機能を有する地域参加型の子育て支援施設及び公園として活用する。

市立保育園及び子ども協会立保育園については、運営形態の検討状況及び待機児童の状況を視野に入れながら、改築・改修計画の策定を検討する。

基本施策5 次代を担う力をはぐくむ学校教育

価値観や生活様式の多様化、国際化、情報化が進展していく中で、子どもたちは学校教育を通じ、基礎学力はもちろんのこと、状況や情報に対する判断力や他者とのコミュニケーション能力、それに現状を主体的に変えていく行動力を身に付けていく必要がある。こうした次代を担う主体へと子どもたちが成熟していくためには、学校と家庭、それに地域社会が連携しながら子どもたちひとりひとりを見守り、自立しようとする子どもたちを励

まし、必要に応じて手を差し伸べていくことが必要である。

本市ではこれまでも、基礎学力の向上に加え、豊かな自然に触れる体験活動や知的好奇心を高める活動を重視し、「知性・感性を磨き、未来を切り拓く力を培っていく教育」を実践してきた。今後もこの方向性を押し進めるとともに、学校と家庭、それに大学や企業なども含めた地域との連携、さらには学校教育と生涯学習教育との連携を一層促進し、地域に深く根ざした武蔵野市らしい教育を実践していく。さらに、長期宿泊体験などを子どもたちの自立に向けた重要な契機と位置づけ、これらを通じて次代を担う市民としての成熟を促していく。

さらに、子どもたちひとりひとりが置かれている状況に配慮し、特別支援教育や教育相談をこれまで以上に充実させるとともに、学校や教員への支援体制整備を推進していく。

(1) 確かな学力と豊かな人間性の育成

本市の公立小・中学校では、市独自に学習指導員や理科専科教員、ALT（外国語指導助手）などを各校に配置し、ティームティーチングや少人数指導教育を積極的に進め、子どもたちの興味・関心を引く授業の実践と基礎学力の向上に努めている。児童・生徒の習熟度に合わせた指導を強化し、引き続き質の高い授業を実践していく。

これからの子どもたちには、広い視野を持って自分の考えや意思を表現しつつ、他者を理解し受け入れることができる力を積極的に育成していくことが必要である。このことから、各教科の授業においてコミュニケーション力の向上を重視した指導を実施していく。加えて、近年の情報化社会の目覚ましい進展を踏まえ、各教科において情報機器を活用した教育を進めるとともに、子どもたちが氾濫する情報の中から適切な情報を選び、活用できる力を身に付けることができるよう、情報適応能力の育成についても取り組んでいく。

また、子どもたちの知的好奇心や豊かな人間性をはぐくむため、これまで行ってきたセカンドスクールなどの自然体験活動のあり方を検証しつつ質の向上を図るとともに、音楽や美術、舞台の鑑賞活動など、市の文化施設と連携した文化芸術教育を促進し、子どもたちの感性・創造力を養っていく。

(2) 学校と地域との連携による教育、自己と社会との関係を考える教育の推進

子どもは学校や家庭、そして地域の中で日々育っていく。学校、家庭、地域の連携を進めるため、学校運営に対する地域の参画を一層推進するとともに、学校の地域貢献のあり方についても検討し、学校と家庭を含む地域との双方向的関係を強めていく。

本市には、地域に企業や大学などの優れた教育資源が多く存在している。これらとの連携による質の高い授業を実践するため、学校支援ネットワーク体制を構築していくほか、地域の生産者との連携による地産地消の取組なども進め、家庭との協働のもとに食育を推進していく。

子どもたちは、日常の様々な経験の中から社会への関心を育み、自ら進むべき方向を模索し、その実現に向けて一歩を踏み出していく。子どもたちの目を社会にも向けさせ、自己と社会との関係を考える教育を推進するため、シチズンシップ教育や環境教育等を実施する。

(3) 一人ひとりの子どもが置かれた状況に応じた特別支援教育・教育相談の充実

発達障害のある児童・生徒については、集団生活や対人関係において生じる様々な困難が自己肯定感の喪失や学習意欲の低下につながり、学校生活への不適応などを起こすことがある。これらの児童・生徒については個別の教育的ニーズに応じ、より専門性の高い指導をおこなう必要があることから、特別支援教室など児童・生徒の多様性に応じられる学びの場の整備を行っていく。

また、不登校やいじめなどのケースにおいて当事者となった児童・生徒に適切な支援を実施するため、教育支援センターによる取組みを充実していく。

(4) 学校支援体制の充実

近年、教員に求められる能力や役割は多岐に渡っている。教員がこれらの要求に応えていくことを支援するため、個々の教員をきめ細かく支援するための教育アドバイザーの配置・派遣を進めるとともに、これまで各校が個別に蓄積してきた研究成果等を集積し、教員がこれを利活用できるようにしていく。また階層別や経験に応じた研修を充実し、教員のスキルアップを支援していく。

このような教員支援の拠点として、既存の学校施設内に教育センター機能の設置を検討する。

(5) 少子化に対応した学校教育のあり方の検討

学校教育計画の推進および改訂にあたっては、児童数の減少によってすでに単学級の学年も生じている小学校がある状況を踏まえ、小規模を生かした学校運営、教育活動のあり方を検討するとともに、適正な学校規模についても検討していく必要がある。各学校の特色を生かした教育の展開や地域からのサポートの活用などを通じ、少子化の流れの中で児童・生徒が一層質の高い教育を受けられるような環境の実現を図る。

また、義務教育9年間を通じた学びを実践するため、小学校と中学校との連携をより強めるとともに、幼稚園・保育園との連携についても促進していく。

(6) 教育環境の整備、計画的な学校整備・改築の推進

保護者や地域との情報共有など連携を図り、児童・生徒の安全を守る取組みを進めていく。

情報機器の活用は学校教育においても学校経営においても今後一層重要になっていくことが予想される。情報機器の整備を進めるとともに、校務情報などに対するセキュリティ対策を徹底し、児童・生徒の個人情報を守っていく。

学校施設や調理場などの施設は老朽化が進んでいるが、建替えには大きな財政負担を伴うことから、計画的に整備・改築を行っていく。その際、今後進行する少子化傾向を踏まえ、学校施設の一部に地域住民が利用する拠点としての機能をもたせる可能性についても検討する。

Ⅲ 文化・市民生活

基本施策 1 地域社会と地域活動の活性化

本市では、市が全市を網羅する町内会組織を設置するのではなく、コミュニティ構想に基づいた市民による自主的なコミュニティづくりを進めてきた。地域活動についても、防災・防犯、福祉、子育て支援、青少年の健全育成、まちづくり等の幅広い分野で市民が自主的な活動を行い、多くの成果を積み上げてきた。

核家族化、単身世帯の増加、少子高齢化、人と人との希薄化や多くの人が地域社会への関わり方を見いだせずにいることが問題となっている中、東日本大震災により近隣関係の大切さがあらためて確認された。孤立せず、周囲とつながりながら安心して暮らしていけるように、どのような地域社会を目指し、そのために市民として何をしなければならないかについて、市民の中で対話を進め、これからの武蔵野市にふさわしいコミュニティを再構築していく。

地域活動においては、メンバーの固定化・高齢化などに起因した担い手不足等の課題がある。「自主」の根幹は自己決定とその尊重であり、今後も自主的・自律的な地域活動を継承していくとともに、地域活動で得たものを地域に還元する「参加と学習」の循環や、活動が持続可能であるための仕組みを構築していく。

(1) 地域が望む社会像の確立

本市では、コミュニティ構想による自主三原則—自主企画・自主参加・自主運営に基づいたコミュニティづくりが行われてきた。「自主」の根幹は、地域社会による自己決定と、その決定を他の地域や市が受け入れ、尊重することにある。市民が対話を重ねながら地域の社会像を確立することを市がサポートしながら、その社会像の実現に向けて市民と市が協力していく。

市民施設であるコミュニティセンターには、利用者が広がらない、管理・運営する側に負担感があるなどの課題があるが、地域の活性化のためには、市民の活動拠点として、多世代が集う居場所として、センターが広く利用されることと、新たな担い手が参加できることが必要である。多様な主体が参画できる仕組みを含めて、コミュニティセンターの機能や役割、管理・運営等のあり方について検討していく。

(2) 地域活動の活性化

本市では、自主的な取り組みによって様々な地域活動が展開され、地域のニーズや課題に応じている。しかし一方で、活動の担い手が不足しているという現状や、運営形態や活動内容の多様化によって情報を一元的に得ることや活動団体相互が連携することが困難になるなどの課題がある。

地域活動が一層活性化するには、それらの活動が 1)参加しやすく、お互いを縛りすぎないネットワークとして多数かつ重層的に存在し、2)中心となる人物に過度な負担がかかりすぎない緩やかなつながりであり、3)支える/支えられるという役割が固定したものではなく、それぞれが出番のあるような関係が保てるもの、であることが望ましい。そして、その活動を自らマネジメントできる仕組みが求められる。

市民が主体となって自主的・自律的な地域活動を継承し、活動団体やメンバーが自らの必要性や課題に応じて相互に連携していくために、情報提供や活動をサポートするNPO等の支援を進め、地域活動が展開しやすい土壌作りを行う。

基本施策2 互いに尊重し認め合う社会の構築

人々の価値観やライフスタイルが多様化している中、地域社会を構成する個々人が、年齢、性別、人種等に関わらず互いを尊重し、認め合うことと、それぞれの能力を発揮できる環境をつくることは、全ての人が心豊かな生活を送る上で重要な要素である。

本市では平成2年に策定した「武蔵野市女性行動計画」以降、男女共同参画社会の実現を目指しその取り組みを進めてきた。しかし、いまだに男性の育児参加時間は短く、固定的性別役割分担意識が残っている面があるため、引き続き、家庭、職場、地域などあらゆる生活の場において男女が共に活動に参画し、その利益を享受し、責任を担う社会を目指した取り組みを推進する。

また、近年、周囲の支援を必要とする高齢者、障害者、児童等に対する偏見や差別、虐待、配偶者等からの暴力（DV）等が社会問題として顕在化していることから、一人ひとりが尊重される社会の構築を進める。

第二次世界大戦中に本土空襲の最初の目標地となった歴史を持つ本市は、戦後、平和に対する強い願いを持ち続け、その実現に努めながら現在の豊かな文化の基礎を築いてきた。引き続き一人ひとりの命と人権が守られる真に平和な状態を保ち、他地域との交流等を通じて、文化的な違いを認め合う相互理解に基づいた社会を構築していく。

(1) 一人ひとりが尊重される社会の構築

誰もが地域で自分らしく暮らすためには、お互いに認め合い尊重し合える風土の醸成が重要である。偏見、差別がなく、虐待の起こらない社会を構築する。

(2) 男女共同参画計画の推進

男女が対等な立場であらゆる分野に参画する機会が確保され、性別によって不利益を被ることがない社会を実現する。そのために男女が共に個人としての生活を大切にし、社会に対しての責任を果たし、個性と能力を十分発揮できる活力あるまちにするとともに、互いが子育てや介護、地域活動へ参加できるよう、啓発活動を推進する。

(3) 平和施策の推進

戦争や争いが無い状態の上に、命と人権が守られ、互いに人として尊重される社会が実現されることにより真の平和もがもたらされる。過去から現在、未来へと平和への思いをつなげていくため、市民の平和に関する学習を進め、戦争体験の伝承を継承していく。また、市民の日常生活において多様な文化、生活、習慣への理解が深まるよう、市民レベルの国際交流を通して平和の土台となる相互理解を深めていく。その上で、平和を実現する主体である市民から地域、国、そして国際社会へと平和の意義を発信していく。

基本施策3 市民文化の醸成

市民文化とは、音楽や絵画といった文化・芸術のほか、コミュニティ、食、生活様式、まちづくりや景観に至るまで、市民生活全般に関わる有形無形の活動の集積である。

本市では、早くから都市基盤の整備や緑を基調とした都市としてのまちづくりを積極的に進めるとともに、文化の拠点となる施設を構築してきた。そして、こうした環境をベースとして多様な市民活動が営まれてきた。その結果、質の高い住宅環境とともに、多様な

市民文化が発展を遂げてきた。閑静な住環境と都内有数の商業地域である吉祥寺の賑わいという、一見相反するまちの姿が調和してきたことも、個性豊かな文化が発展してきた要因といえる。本市が「訪れたいまち・住みたいまち」として高く評価されていることは、市民と市が長い年月をかけて醸成してきた本市の市民文化が評価されたことに他ならない。

今まで築き上げられてきた市民文化をこれからも大切に守り育て、住む人のみならず、訪れる人、通勤通学で通う人、事業者にとっても魅力的なまちとなるよう総合的なまちづくりを進めるとともに、海外を含め広くその魅力を発信していく。

(1) 市民活動への支援

市民文化は市民生活全般に関わる活動の集積であり、長年積み重なった市民文化が現在の本市の豊かな魅力を支えている。地域における様々な活動が活性化し、多様な市民文化が将来にわたり醸成され続けていくために、コミュニティや地域活動などへの支援を推進していく。

(2) 文化活動の拠点となる施設の連携と利便性の向上

幅広い分野にわたって市の各部署が生涯学習事業、文化事業を行なっている。文化施設、生涯学習施設、体育施設間の事業や運営における連携を強化するとともに、各施設で実施する生涯学習活動や文化活動、スポーツ活動等に対する支援を推進していく。

(3) 文化施設の再整備

市民文化の拠点として活用されてきた施設には、老朽化やバリアフリー等の課題を抱えるところもある。単なる建て替えではなく、全市レベル、三駅圏レベルのまちづくりの中で施設を面的に配置するため、現在の目的に捉われずに総合的・計画的に整備をしていく。

(4) 魅力ある都市文化の発信と都市観光の推進

現在のまちの姿は、自然発生的に形成されたものではなく、まちづくりの理念を受け継ぎながら、徐々に形作られてきたものである。そして、こうした温故知新の姿勢によりまちづくりを進めてきたことが、現在のまち魅力になるとともに、都市観光につながっている。市の歴史や文化などの興味を喚起することで郷土意識が高まり、地域への愛着が深まることにもなる。今後も、まちの魅力や情報の発信、まちの歩きやすさなど、都市観光の視点を意識したまちづくりを進める。

基本施策4 市民の多様な学びやスポーツ活動への支援

本市では、市民の旺盛な学びの意欲に応えるため、幅広い分野にわたり全庁的に生涯学習事業を展開してきた。各部署の所管事業に関する説明会等は、同一のテーマに関心のある市民が集い、情報や意見の交換を行うという意味において、市民の学習の機会としても機能している。また、図書館や武蔵野プレイスなどの各施設は、市民の学びの拠点としての役割を担っているとともに、武蔵野地域自由大学や武蔵野地域五大学など、各主体との連携による学びの場の提供も行われている。

今後、知ることに親しみ、学ぶことを求める人々の知的好奇心に応え、学びたいときに、いつでも学びはじめることができるようなきっかけづくりや環境を整備していく。その際、市民が学びを通じて地域にかかわり、また、地域にかかわることで学びの機会へと導かれ

ていくような「参加と学習」の循環を作り出すことで、成熟した生涯学習社会の実現を目指す。また、地域を仲立ちとして生涯学習と学校教育とが有機的に結びついていくような仕組みをさらに発展させていく。

学びと並び、市民がスポーツを通じて健康的な生活や地域とのつながりを享受する機会を保障することも市が担うべき重要な役割である。趣味として、健康維持の手段として、また保健指導の一環としてなど、高齢者を含めた幅広い層の市民が様々なきっかけや目的でスポーツを楽しむようになり、地域におけるスポーツへのニーズが多様化しつつある。また、スポーツを通じて市民同士の新たなつながりが生まれるなど、スポーツは地域コミュニティの形成にとって重要な要素となってきている。スポーツをめぐって生まれつつあるこれらの新しい状況に柔軟に対応しながら、すべての市民が地域で気軽に多様なスポーツを楽しめる環境の整備を進めていく。

(1) 生涯学習機会の拡充

今後もさらに拡大する学びのニーズに応えるため、各部署においても、当該部署に関わる事業等を通じて学習機会を提供していく。また、希望者にわかりやすく情報を提供するために、生涯学習情報を一元化・共有化する。そのうえで、市、生涯学習団体、企業、地域の大学といった様々な主体間の連携、ネットワーク化を推進し、市民が多様に学び、参加できる機会を拡充する。

(2) スポーツの振興

スポーツの目的は競技、気分転換、仲間づくり、レクリエーション、健康の維持、疾病予防など様々であるが、誰もが自分に合った形で生活の中にスポーツを取り入れ、楽しむ機会を得られるようにするため、既存施設の整備と武蔵境駅圏への施設の設置を行うとともに、活動を支える地域の担い手の育成を図る。

(3) 図書館サービスの充実

市立図書館には、市民の学びと課題解決の支援などの機能の強化が期待されている。レファレンス・サービスの向上や課題解決に関する資料の収集を行う。また、ICT の活用により図書館が直接保有していない情報へのアクセス環境を整備するとともに、外部データベースや地域アーカイブシステムを活用した学習活動の支援、電子図書の活用等についても検討を進める。また、多様な市民の要望に柔軟に応え、サービスを充実させるための、より良い運営のあり方について検討していく。

基本施策5 商工業・農業の振興

本市の商業は、その商業集積の規模や地域ごとに異なる特色を持ち、市民生活の活力となっている。都内有数の商業地である吉祥寺をはじめとする駅周辺の商業は市全体のにぎわいや活力を生み出す原動力である一方、路線商業は地域のコミュニティを維持し、市民の生活を支える重要な機能を担っている。今後も、駅周辺の商業地が都市間競争を勝ち抜く魅力あるまちとなるよう、関係者とともにまちづくりと連動した振興策を実施する。一方、路線商業は、身近な生活用品等の買い回りができ、住民同士が交流する場としてもあり続けられるよう、活性化のための支援を進める。この、産業振興に関する方針を策定する。

地域の経済を活性化させ、雇用を創出するためには、新たな産業を起こすことも重要である。新しい活力を生み出すとともに、地域の課題解決となるようなコミュニティビジネ

スを育てることも視野に入れた起業支援、企業誘致のあり方などを検討する。

市民意識調査の結果等で食の安全への関心の高さが示されているため、安全な農産物の提供に向けた取組みを進め、地産地消を推進する。また、全域が既成市街地である本市において農地は貴重な緑の空間として、景観の醸成、生物多様性の保全、災害時の避難場所確保、市民への農業体験機会の提供など、市民生活に潤いと安全を与える重要な役割を担っていることから、引き続き農地の保全を図る。

(1) 産業振興に関する方針の策定

商工業のみならず農業、さらには観光推進も含めた産業振興に関する方針を策定し、各産業において共通する他都市との競合、後継者不足などの問題に対し、市全体としての体系的な取組みを進める。また、本市の商工業振興の中核を担っている武蔵野商工会議所をはじめとする関係団体との連携を強めていく。

(2) 商業の活性化

にぎわいのあるまちを維持するには、地元商業の振興が不可欠である。経営者の高齢化や、商店会への加入率の低下などの課題に対するソフト面での支援のほか、各駅圏においては、都市基盤整備とリンクした活性化策を実施する。

(3) 都市型産業の育成

武蔵野市は、全市的に大学や研究機関などの知的産業の基盤が揃っており、吉祥寺エリアはアニメ文化の拠点となっている。これらに集うヒト、モノ、情報を生かした情報関連・コンテンツ産業などをさらに成長させるとともに、知的集約型・知的価値創造型の産業、さらには環境配慮型企業の育成・支援を図る。また、地域的な課題に対応できるコミュニティビジネスを創出し、産業として育成するため、これまで行政が担ってきた役割の見直しも含めた検討を行い、空き店舗など既存の資源を活用した支援策を検討する。

(4) 事業者支援・セーフティネットの充実

持続可能な社会を形成するためには、地域の経済を活性化させなければならない。長引く不況に加え、東日本大震災の影響により停滞している企業活動への支援や、安定して働けるようにするためのセーフティネットの一層の充実を図る。

(5) 都市農業の振興と農地の保全

安全・安心な農産物に対する市民のニーズに応えるため、人と環境にやさしい農業への取組みを推進し、地産地消ならでの、生産者の顔が見える形での供給を推進する。また、食と農の教育の場として、市民が農地に触れる機会をさらに拡大し、引き続き多様な機能を発揮できるよう、農地の保全を図る。

基本施策6 安心して過ごせる、安全な都市空間の形成

安心、安全を揺るがす要素には、自然災害、犯罪、迷惑行為等に加えてモラルの低下による様々な問題もある。これらによる被害を未然に防ぎ、影響を最小限に抑えるために、本市ではこれまでに様々な対策を積極的に行ってきたが、今後も効果を検証し、内容の見直しを図りながら、取組みを継続していく。

特に、甚大な被害が予想される首都圏直下型の大規模地震への備えは重要であるため、

東日本大震災の教訓を活かしながら、防災態勢の強化を図る。また、震災以外にも新型インフルエンザやテロ行為等の市民生活を脅かす多様な危機が想定されることから、情報収集を行いながらこれら危機への対策を進める。

体感治安の良さはまちに対する安心感と密接につながるものであり、都市の魅力を下支えする重要な要素である。本市は吉祥寺をはじめとした商業地区と閑静な住宅地が併存するまちであり、それぞれの地区の特性に応じた防犯力の向上を図る。

消費者被害については、悪質商法や詐欺の形態が多様化し、手口も巧妙になっていることから、関係機関のより緊密な連携により被害の防止に努める。

(1) 防災態勢の強化

地域防災計画の見直しや業務継続計画の策定により、東日本大震災の発生等によって浮かび上がった新たな課題に対応するとともに、自主防災組織の育成、支援、消防団の機能向上により、地域における防災の仕組みをより一層充実させる。また、保健・医療・福祉の連携の確立、福祉避難所機能の充実による災害時の高齢者、障害者への支援の仕組みの強化、災害時の情報提供の方法や友好都市間の相互支援体制の検討も行う。

都市基盤の面においては、これまでに「耐震改修促進計画」に基づく建築物の耐震化等を行ってきたが、さらに緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進による災害時における輸送路の確保、震災時の同時多発火災に備えた消防水利の整備等、災害に強いまちづくりを進める。

また、災害発生後、速やかに復興に取り組めるよう、武蔵野市に適した都市復興のあり方・進め方についても検討していく。

(2) 多種多様な危機への対応

予測や予防等が困難な新しい危機に関して、常に最新の情報の収集に努めるとともに、東京都、周辺自治体、関係機関、地域の事業者等と協力しながら、共同の訓練を実施するなど、それぞれの役割の確認を行う。

(3) 防犯力の向上

市民安全パトロール隊や自主防犯グループ等との連携、ホワイトイーグルによる地域の見守り活動の推進、ブルーキャップによる治安維持活動を継続することで、市民や外来者が安心して過ごせる、安全な環境づくりをさらに進める。また、ハイテク犯罪等の新たな形態の犯罪の防止の取り組みを強化する。

(4) 消費者の保護

消費者一人ひとりが十分な情報を得て、的確な判断ができるようにするため、行政、警察等の関係機関が連携しながら、啓発、相談を実施する。

基本施策 7 都市・国際交流の推進

早くから都市化が進んだ本市は、昭和 47 年に富山県利賀村（現南砺市）と姉妹都市盟約を結び、以後 40 年間で着実に都市間交流の実績を重ねてきた。過密都市であり、消費地である武蔵野市は、市民生活に必要な様々な要素を地方に依存している。都市は単立できない。都市と地方の関係のあり方を改めて確認し、引き続き交流を進める。

国際交流・協力については、国際交流協会（MIA）を中心として、外国人に対する情報提供、相談事業、留学生支援など、充実した事業を展開している。今後も、外国人にとつ

でも本市が「住み続けたいまち」であるために、外国人に対する日常支援をより強化していく。

(1) 交流事業の多様化の検討

市が主催する市民交流ツアーは応募者が多く、参加者の満足度も高いが、その後の市民の自主的な訪問や交流につながるものが少ない。今後は、交流ツアーの本来の目的である市民相互の自主交流を促進する観点から事業を見直す。また、新たな交流事業の形として、東日本大震災で得た経験をもとに友好都市間の相互支援体制について検討する。

(2) 在住外国人の日常生活支援

市内在住の外国人を対象とした行政サービスの情報提供、地域コミュニティでの交流の促進等において、市と MIA の役割の明確化及び連携の強化を行い、日常生活の支援体制を確立する。また、災害時においては外国人も情報弱者となることから、外国人に対する情報に関するセーフティネットを強化する。

IV 緑・環境

基本施策 1 緑・環境都市形成に向けた市民の自発的・主体的な行動を促す支援

本市では、「武蔵野市民緑の憲章」の理念に示されるように、市民、事業者、市など様々な主体が一体となって「緑」を共有財産として守り、育んできた。また、持続可能な社会の形成に向けて、温室効果ガス排出量削減など環境への負荷低減に積極的に取り組んできた。そして、これらの取り組みによって、武蔵野市というまちの魅力を高めるとともに市民生活に様々な恩恵をもたらす環境を保全し創出してきた。武蔵野市は、これからもさらに緑豊かで環境低負荷型の持続可能な都市を目指し続け、これを次世代に引き継いでいかなければならない。そのためには、市内緑被地の約60%を民有地が占め、本市の温室効果ガス排出量の約70%を民生部門（家庭・業務）が占めていること等からも明らかなように、市民一人ひとりそして各事業者の日々の行動が非常に重要である。市は、市民・事業者の自発的で主体的な行動を促進し支援していくとともに各主体間の連携を強化していく施策を推進する。

(1) 緑・環境に関する意識の醸成

市民、事業者それぞれが主体的に活動を行うために、緑・環境に関する課題を正しく認識できるよう、必要な支援を行っていく。また、それぞれの立場に応じた環境学習プログラムの作成等、現在実施している環境学習活動を体系化し、展開していくとともに、新クリーンセンター（仮称）建設に合わせて環境情報の受発信機能及び普及啓発の基盤の整備についても引き続き検討していく。

(2) 市民・事業者による自発的・主体的な行動の促進

市民の環境配慮行動の取組を支援するため、情報提供や広報を推進するとともに、省エネ製品への買替えや、新エネルギー設備等の設置に対する補助を継続して実施する。

事業所における環境経営の一層の普及をめざし、省エネ診断への補助や設備改修の利子補給制度の継続等に加え、温室効果ガスの排出削減行動の報告制度の検討等、誘導と規制の手法を効果的に用いて、各事業所に働きかけていく。

市民の共有財産としての緑を守り育てていく活動を支援するとともに、緑に関する自主的、主体的な検討機関となる第五期緑化市民委員会を設置する。

(3) 様々な主体間の連携支援

一人ひとりの緑・環境に関する行動は、様々な主体が連携、協力することにより、より大きくかつ持続性のある活動に繋がっていく。様々な主体が連携して緑・環境に対する課題を解決できるよう、ネットワークを構築、強化していく。

基本施策 2 市の環境配慮行動の推進

市には、公的機関として環境への配慮と便利で豊かな暮らしの両立を前提とした持続可能なまちづくりを推進していく責務がある。そこで、市民・事業者による主体的な環境配

慮行動を促進するため、市は率先して環境配慮行動に取り組んでいく。

また、市は、組織を横断して総合的に環境に関する施策を展開していくとともに、他の自治体等との広域的な連携も推進していく。

(1) 公共施設における環境負荷軽減施策の推進

大規模事業者の責務及び公的な立場から、率先して太陽光発電設備の設置等を行ってきた。今後も再生可能エネルギーを始めとした新エネルギーを積極的に利用していくとともに、照明のLED化等公共施設における環境負荷軽減施策を実施していく。

(2) 環境に配慮したまちづくりの推進

まちづくりにおける民間事業者の開発事業に対する環境配慮への誘導や支援のあり方について、さらに推進していく。また、建物の新築や増改築の際には、建築物の環境性能の向上も含め、建築主による総合的な環境配慮の取組みを促進する制度を検討する。都市基盤施設の更新においては、地球環境・地域環境に配慮した整備を進める。

基本施策3 「緑」を基軸としたまちづくりの推進

緑は、人工物で覆われたまちの景観を和らげ、市民に公園などの活動場所を提供し、またヒートアイランド現象の緩和や動植物の生息空間創出、災害から市民を守る防災機能を担うなど、都市において重要な役割を持つ。しかし、市内緑被地の約60%を占める民有地の緑が減少を続けているように、本市のような既成市街地では、積極的に守り、育んでいかなければ緑は急速に失われてしまう。それは、まちから様々な機能と魅力がそして市民生活からうるおいとやすらぎが失われることでもある。市は、市民とともにまちの共有財産である「緑」を守り、育んでいかなければならない。

そのために、今後も「緑」を単に樹木や草花などの植物に限らず、動物や昆虫などの生き物、そして公園緑地、農地、樹林、学校、水辺、道路、住宅の庭、さらには市域を越えた広域の緑も含めた広がりをつながりをもって捉えて、「緑」を基軸にしたまちづくりを推進していく。

(1) 緑の保全と創出

公共施設が移転、廃止した後の市有地の活用なども行いながら、公園緑地の拡充を図る。また公園緑地の機能及び魅力をより一層高めるリニューアルや効率的・効果的な維持管理がなされるためのガイドライン策定と体制構築を行う。身近な緑の拠点として地域と協力して学校の緑を充実していくとともに、その他の公共施設についても率先して緑化を推進していく。また、減少傾向が続く民有地における樹木、生垣、樹林地あるいは農地を保全創出していくため、従来の制度を評価検証するとともに規制手法と支援手法の両面から新たな制度の構築を推進していく。

(2) 緑と水のネットワークの推進

レクリエーション機能、都市景観改善、生態系保全などに着目しながら、緑と水の質を高めていけるよう、市内の水辺空間の環境を整備するとともに街路樹や公園緑地等とのネットワーク化を推進し、身近で自然とふれあう散策路や休憩の場の拡充整備を図る。さらに、この緑と水がもたらす都市における生物多様性を保全するための方針を策定す

るとともに、生物多様性に関する積極的な情報提供と学習機会の提供を進める。

(3) 武蔵野市とつながる広域の緑の保護・育成

自然環境の恩恵を享受し活動する都市の責務として、これまで「二俣尾・武蔵野市民の森」や「奥多摩・武蔵野の森」等、東京の森林（緑）を積極的に保全・育成してきた。これからも緑の保全に対する都市の責務として、森林が持つ自然体験学習や水源涵養、地球温暖化防止等の多面的機能に注目しながら、市域を超えて様々な主体と連携しながら森林保護・育成等を推進していく。

基本施策4 循環型社会システムづくりの推進

市民、事業者、市が一体となって循環型社会の形成を目指し、ごみの減量・資源化等に取り組んできた。しかし、依然として本市のごみ・資源物の排出量は多摩 26 市の平均を大幅に上回っていることから、廃棄物のさらなる発生抑制、排出抑制施策が必要である。そのため、啓発活動・情報発信により排出者責任を明確化し、市民・事業者と連携してごみの発生・排出抑制をいっそう推進していく。

また、これらの施策の結果においても、ごみの排出量はゼロにならないことから、排出されたごみについては、経費や環境負荷が小さい安全で効率的な資源化及び処理システムの構築が必要である。そのため、ごみの広域処理と再資源化のあり方に関する研究等を進め、安全性と効率性を重視したごみ処理システムの構築に取り組んでいく。

(1) ごみ発生・排出抑制の徹底と資源化の推進

生産・流通・廃棄・処理に至る各過程におけるごみの発生について事業者及び消費者の責任を明確化するとともに、拡大生産者責任の徹底を図る観点から、法制度の見直しも含め国等に働きかけていく。生ごみ・剪定枝等のバイオマスの資源化・エネルギー化を一層推進し、焼却ごみの減量を図るとともに、最終処分場の利用可能年限の延伸化に寄与するエコセメント事業への支援を引き続き行っていく。

(2) 安全で効率的なごみ処理

ごみ処理及び資源化の安全性と効率性を高めるために、ごみ処理に係る環境負荷や経費等について積極的に情報提供しながら、ごみの収集頻度や回収方法等の見直しを常に進めていく。新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設事業は、安全性及び効率性、環境性（効率的なエネルギー回収等）などについて市民と協議しながら推進する。また、ごみの減量、技術革新、社会環境の変化を踏まえながら、他の自治体等と連携し、広域でのごみ処理及び資源化についても研究を進めていく。

基本施策5 生活を取り巻く様々な環境の変化に伴う新たな問題への対応

都市化の進展や社会環境の変化に伴い、大気汚染や水質汚濁、土壌汚染などいわゆる典型7公害に加えて、突発的局地的集中豪雨や放射能汚染など新たな環境問題が、生活に影響を及ぼしている。これらの問題には、一自治体のみでは解決困難なものや市がどこまで

関与すべきか慎重に考えるべきものもあるが、市・都・国のそれぞれの責任を明確にしたうえで、市民生活に最も身近な基礎自治体として、市民の不安を取り除き良好な生活環境の確保に努めていく。

一方、生活形態の多様化や価値観の変化に伴い、近隣関係のトラブルやまちの景観の悪化といった問題が起こっている。このような問題は、コミュニティにおける解消が最優先されるべきであり、市民とともに対応を進めていく。

(1) 都市化の進展や社会情勢の変化に伴う新たな環境問題への対応

突発的局地的集中豪雨や大気・土壌における有害化学物質汚染あるいは原子力発電所事故による放射能汚染のような新たな環境問題については、情報収集と十分に行い、市民、事業者、他自治体、広域自治体、国等の様々な主体と連携しながら、情報提供やリスクの防止・低減などに取り組んでいく。

(2) 生活形態の多様化や価値観の変化に伴う生活環境問題への対応

近隣間の生活騒音、雑草の繁茂や樹木の枝葉の越境、犬猫による鳴き声等の市民生活に起因する生活公害は、法や条例等の基準による規制に馴染むものでなく、本来地域コミュニティにおいて解決されるべきである。しかし、近隣関係の希薄化なども進展していることから、市がどこまでどのように関与するかを検討しながら、市民・地域コミュニティとともに対応を進めていく。また、環境美化と安全で清潔なまちを引き続き維持していくため、市内の落書き消去、防止や喫煙マナーアップなどに取り組んでいく。

V 都市基盤

基本施策 1 地域の特性に合ったまちづくりの推進

市域の土地利用に関しては、都市計画に一定の規制・ルールが定められているが、住環境の保全や地域の活性化など地域が抱える課題等にきめ細かく対応するためには、地域の特性にあった地域ごとのまちづくりを進めていく必要がある。そのためには、地域住民がまちづくりビジョンを共有することが必要となる。

今日、近隣関係の希薄化などが進んでいるが、地区のまちづくりビジョンを描き、実現していく過程では、地域参加・市民参加が必須である。個々人のまちづくりへの関心を高めながら、地域と連携することで、地区単位のまちづくりを推進していく。

(1) まちづくり条例に基づくまちづくりの展開

まちづくり条例には、都市計画法に基づくまちづくりへの提案に必要な手続きを定めるとともに、地区計画や地区のエリアを限ったルールを提案できる規定を設けるなど、市民のまちづくりへの提案を受け止める制度を整備した。また、民間事業者が実施する開発事業に対しては、事前調整や地域との合意形成、情報公開等の仕組みや手順及び開発協力の整備基準を定め、これらに基づく開発調整が行われている。

今後、提案制度などが活用されるよう、市民が行うまちづくり活動に対して、助成金だけではなく、市民ニーズに合った支援・情報提供のあり方について検討を進める。また、時代や環境の変化等にも的確に対応するとともに、まちづくりに関する施策を効果的に推進していくため、条例運用の実績を踏まえながら、必要な見直しを随時行っていく。

(2) まちのビジョンの共有化

市、市民、事業者の三者が連携・協働してまちづくりを進めていくためには、まちづくりに関する情報とともにまちづくりの方向性やビジョンを共有する必要がある。そのため、まちづくりに関する個別計画や個別事業の進捗状況に関する情報提供を行うとともに、まちづくりの方向性を示す都市計画マスタープラン及び市民が策定する地域のまちづくりに関するビジョンの共有化を進める。

(3) 土地利用の計画的誘導

地方分権一括法により用途地域等の都市計画決定の権限が、都から市に移譲されることから、これまでも増して市の責任において、計画的に土地利用を誘導していく必要がある。都市計画マスタープランに基づく計画的な土地利用を図りながら、用途地域等の適時適切な見直しや建築物の高さの最高限度などの地域地区制度の活用により、地域の特性にあった土地利用を計画的に誘導する。

また、土地利用の動向を定期的に把握し、その結果を適正な土地利用の基礎資料として活用する。

(4) 調和のとれた都市景観の形成

本市は、すでに全域が既成市街地であり開発の余地は少ないことから、良好な住環境を発展させるためには調和のとれた街並みの形成を進める必要がある。

一方で、駅周辺の商業地では、乱立した看板等がまちの景観や魅力を阻害している。

そこで、良好な景観の実現に向けた景観まちづくり方針を策定するとともに、景観計画、景観ガイドラインや屋外広告物ガイドライン等の策定による具体的な取り組みを進める。

基本施策2 都市基盤の更新

本市では、早期に市の全域が市街化されたため、都市の基本形態はほぼ完成された成熟した都市である。一方、高度成長期に整備された上下水道をはじめとする都市基盤施設は更新時期を迎えており、それらの更新に要する事業費は大変大きな額になる。

近年では異常気象による集中豪雨の発生から浸水被害が発生する一方、東日本大震災の発災もあり、都市基盤整備の重要性が再認識されている。

都市基盤の更新は、都市が存続する限り、継続的に実施していく必要があることから、中長期的な財政状況等も勘案しながら、都市基盤の更新を計画的に実施することで、事業費の軽減と平準化を図る。

(1) 都市基盤の再構築と運用管理

道路をはじめとする都市基盤の更新にあたっては、財政負担を考慮し、事業費の軽減と平準化を図っていく。また、施設の運用管理を徹底することで長寿命化を図るとともに、施設の質の維持に努める。

(2) 広域連携、市民等との協働による管理

道路や公園といった地域社会をつなぐ都市基盤施設は、地域コミュニケーションの場でもあり、道路や公園の清掃活動や緑化活動は、地域コミュニケーションを醸成する機会でもある。これらのことを市民と市が共有し、市民や多様な主体の参加を得ながら、都市基盤施設の管理を行っていく。

(3) 施設の適正な維持管理、安全対策の推進

雑居ビル等の火災やエレベーター・エスカレーターによる事故、外壁落下事故等を未然に防止するため、定期報告制度を積極的に活用するほか、警察・消防等の関係機関との連携による査察等により、建築物の安全対策の推進に継続的に取り組む。さらに、建築基準法に基づく確認申請から完了検査までの運用を的確に実施することで建築物の安全性を確保していく。また、このような取り組みによるまちの安全の確保について、理解と協力が得られるよう民間関係機関との連携を強化していく。

基本施策3 利用者の視点を重視した安全で円滑な交通環境の整備

本市は、東西に横断する鉄道と、鉄道駅から南北方向につなぐバス交通が発達しており、ムーバスのネットワークも含めて、地域公共交通の利便性が高い都市である。地形が平坦であることから自転車利用も盛んである一方で、自転車に起因する交通事故も多く、自転車が歩行者など交通弱者に対して脅威となっている。

これまでTWCC（Total Welfare Configured City：すべての人に優しいまちづく

り) やユニバーサルデザインの理念を取り入れ、誰もが利用しやすい交通環境を整備してきたが、高齢社会が進展することから、安全で快適に移動できる交通環境の充実がより一層求められる。歩行者重視の視点を大切に、だれもが安全で快適に移動できるよう、各交通機関のバランスを図りながら、交通環境の整備を推進する。あわせて、自転車利用に関する環境整備と交通安全対策にも取り組む。

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

バリアフリー新法に基づき交通バリアフリー基本構想を改定し、公共交通機関を中心とした移動等の円滑化に加えて、高齢者、障害者等が利用する建築物や公園もバリアフリー化の対象とした。同構想で定める重点整備地区はもとより、同地区以外の施設についても施設設置者等の理解と協力を得ながらバリアフリー化の取り組みを推進することで、高齢者、障害者をはじめとするすべての人が、地域の中で充実した生活を送れるようユニバーサルデザインのまちづくりを進める。

(2) 歩いて楽しいまちづくりの推進

健康増進や環境負荷の観点からも歩いて楽しいまちづくりを推進する必要がある。また、駅周辺にはまちの魅力を発信する地域資源が多数あり、回遊することによってまちの魅力を直接感じることができるとともに、このことがまちの楽しさへつながり、来街者の増加にもつながることになる。そのため、歩行者が安全・安心して歩ける道路空間づくりを推進するとともに、駅周辺の回遊性の向上を図っていく。

(3) スムーズな交通環境の整備

交通混雑を緩和するためには、特定の交通機関への過度な依存は避けるとともに、交通手段の分散化を進める必要がある。そのためには各移動手段がスムーズに連携する交通環境の整備を進める。特に、駅周辺には、バス・タクシー・自転車といった多様な移動手段が集中するため、機能分担等の検討を推進する。

(4) 公共交通の利用促進

バス交通を補完するムーバスのネットワークが構築されたことにより、交通不便地域は解消された。省エネルギー社会の構築や地球環境保全の観点からも、これらの公共の利用を促進していく必要がある。今後も、さらに利用しやすくなるよう関係機関等との連携を推進する。

(5) 自転車対策の推進

本市は平坦な地形であることから、自転車の利用が多く、1日約3万台が市内3駅の周辺に乗り入れている。駐輪場の整備を進めてきたことにより放置自転車は減少しているが、一方で自転車に関連する事故が交通事故全体の半分にも及んでおり、自転車の安全な利用が求められている。また、高齢社会を迎え、今後、自家用車や自転車による移動が困難になることが予測される。

そのため、自転車には過度に依存しなくてすむよう、公共交通機関の利便性の向上等にも取り組むとともに、自転車利用に関する環境整備と交通安全対策に取り組む。

基本施策4 道路ネットワークの整備

本市の幹線道路ネットワークは、はしご型に配置されているが、広幅員の道路は少なく、その多くが16m程度の幅員となっている。これらの幹線道路の整備率は約57%となっているなど、区部並みの整備率になっているが、休日などには駅周辺を中心に交通渋滞が発生している。道路はネットワークを形成することにより機能を発揮するものである。また、東日本大震災からも道路ネットワークの重要性は再認識されている。そのため、さらに整備を進めていく。

整備の推進にあたっては、歩行者重視の観点から歩行者空間の充実や、景観への配慮、スムーズな交通網の確立による騒音・大気汚染の抑制、防災性の向上、沿道市街地の住環境に配慮した道路構造等を重視する。

(1) 生活道路の整備

住宅地内の身近な生活道路は、市道として計画的に整備を進めた他、平成8年の建築確認事務の移管以降、住宅の建て替え等に伴い沿道の土地所有者などの協力を得て、4m未満の狭い道路の拡幅を進めている。このような生活道路は身近な公共空間であり、住宅から幹線道路までの移動経路でもあることから、人間優先の考えのもと、歩行者の安全性、快適性や楽しさを重視した整備を進めていく必要がある。そのため、歩行者用路側帯、自転車通行帯の路面標示による歩道空間を確保するとともに、関係機関や市民との連携や協力のもと、交通規制・交通ルール及びマナー向上などの取り組みを推進することで、歩行ネットワークの充実を図っていく。

(2) 都市計画道路ネットワーク整備の推進

市内の都市計画道路網の整備率は、市施行分が74%の進捗であるが、東京都施行分は46%と低い状況である。特に、多摩地区の南北幹線道路である調布保谷線の事業進捗に伴い、都施行分である五日市街道、井ノ頭通り、女子大通りなどの東西道路の交通量の増加が見込まれるため、これらの事業化について東京都へ要請を行っていく。また、市施工分で駅周辺等のまちづくりに連動する都市計画道路の整備を進めることで道路ネットワークの完成を目指す。

(3) 外環への対応

地下方式に変更された都市高速道路外郭環状線は引き続き、市民の抱く不安や懸念を払拭するため、大気質や地下水等の環境への影響や安全性などについて慎重に検討することや、事業の各段階に応じて、必要な情報提供を国に求めていく。

また、外郭環状線の2については地域の安全性の確保、交通環境の改善などとともに、地域分断や住環境の悪化など市民の抱く懸念や不安を十分に踏まえた総合的な検討が必要となる。今後も市は地域住民の意見を十分に尊重するとともに、データを踏まえた都市機能の向上や沿線地域との連携等について適切な対応を検討し、国や東京都にその対応を求めていく。

基本施策5 下水道の再整備

本市の都市基盤は、早期に完成したことから、他の自治体に先駆けてリニューアルの時期を迎えている。特に、下水道については、「多摩地区で初の下水道」として昭和26年から事業に取り組み、昭和62年には普及率100%を達成し、現在その総延長は約251kmに及び市内全域にはり巡らされている。一方で、管きよの標準的耐用年数は50年であり、初期に布設したものは既に更新時期を迎えており、今後は多くの管きよが一斉に更新を迎える。

また、下水道の9割以上が合流式であり、汚水と雨水の排除が同時であることから、雨天時に大量の雨水が流れ込み、未処理の下水がそのまま善福寺川や神田川等へ放流されてしまう問題がある。本市の下水道は、市内に終末処理施設を持たないことから、下流域への配慮を欠かしてはならない。そのために、都や関係区市等との連携により、広域的な視点で施設全体の整備を推進するとともに、応分の費用負担を行う責務がある。下流域への配慮に加え、地下水涵養による良好な水環境の創出のため、雨水浸透ます等の雨水貯留浸透施設の設置を行政、市民の役割分担で進めていく。

(1) 下水道経営の健全化

早い時期に管網の整備を終えたため、起債償還費のピークが過ぎていること等から、本市の下水道特別会計は、単年度収支は黒字であり、使用料単価も全国平均や周辺市よりも低くなっている。しかし、今後は管きよの更新や浸水対策、東京都の水再生センターの増改築等に伴う負担金の発生などにより、歳入不足となることが懸念される。したがって、下水道会計の収支のバランスを取るために、公営企業法を適用し会計情報を明確にし、下水道使用料の見直しも含めて下水道経営の健全化を進める。

(2) 下水道総合計画の推進

下水道施設の老朽化対策、都市型浸水や地震への対応、地下水の涵養などの多様な課題の解決に向けて、限られた財源の中で着実に、継続的にサービスを提供していくために、下水道総合計画に従い重点的かつ計画的に事業を推進していく。

(3) 下水道臭気対策の推進

ビルの地下には、汚水、雑排水、厨房用排水などを一時貯留する排水槽（ビルピット）があるが、この排水槽中で腐敗が進行すると下水道管への放流時に、雨水ます等から悪臭を発生させる場合がある。本市では、特に吉祥寺駅周辺等において、臭気が発生しており、自主的な設備の改善を支援するための助成制度の活用等、これまで以上に建物所有者への協力要請を求めながら下水道臭気対策を進める。

(4) 新たな水循環システム確立と水害対策の推進

本市の下水道は大半が合流式下水道であるため、未処理下水やゴミ等を削減するための合流改善対策を積極的に推進し、環境負荷の低減を図るとともに、神田川や善福寺川流域の水質向上や東京湾の水環境保全に貢献していく。また、突発的な集中豪雨等の影響により、本市でも浸水被害が発生している。下水道管きよに流入する雨水自体を減らすために、重点地区を定め、地区の特性に応じた貯留浸透施設の整備や住宅への雨水浸透施設設置の促進等を行い公共用水域の環境向上、新たな水循環システム確立を目指す。

基本施策6 住宅施策の総合的な取組

住まいは、市民一人ひとりにとって生活の原点であるとともに、社会生活や地域のコミュニティ活動を支える拠点でもある。また、都市や景観を構成する重要な要素でもあり、緑豊かで良好な住環境は市民共有の財産である。

本市では、まちづくりや福祉的な視点を含めて住宅施策を総合的に推進してきており、超高齢化社会の到来に備えて、福祉分野等との連携を強化していく。その際、民間の住宅供給者等との協力関係は必要不可欠であり、公的住宅供給主体や民間賃貸住宅供給事業者等との連携を継続していく。また、市営住宅、福祉型住宅については、その維持管理コストの縮減や公平性などの観点等も勘案しながら管理運営を行っていく。

(1) 計画的な住宅施策の推進

住みやすいまち、安心して住み続けられるまちとして、良好な住環境を次世代に引き継いでいくため、まちづくり施策や福祉施策等の関連する施策分野や民間事業者等と連携を図りながら、住宅施策を総合的、計画的に展開していく。

また、市営・福祉型住宅については、公平性の観点や限られた資産及び管理コストの効率的で適切な運用を行っていく。

市民のニーズにあった住宅の選択等を支援するため、業界や関係団体とも連携して、住まいに関する情報提供や住宅に関する相談ができる総合的な窓口の設置などの体制の充実を推進する。

(2) 多様な世代・世帯に適応する住まいづくり

ライフステージやライフスタイル、世帯構成に応じた住居の選択を後押しするための支援として、世帯人数の減少等により居住している持ち家が広すぎる場合には、子育て世帯等に貸し出し、自身は適切な規模の住宅に住みかえられるような住み替え支援制度を推進する。また、国や都による住宅に関する各制度の活用や他の住宅供給事業主体との連携を進めるとともに、民間賃貸住宅事業者による住宅供給を誘導していく。

(3) 良質な住まいづくりへの支援

住まいの質を高めるため、地域の施工業者など関連する団体と連携し、建築材や環境配慮性能などの住宅関連技術等に関する情報提供を行っていく。また、良好な住環境が形成されるよう、まちづくり関連部署と連携し、開発業者に対する指導を継続していく。

市民の7割がマンション等の集合住宅に居住している本市では、定期的な管理等に関する実態把握を行うとともに、建て替え・改修や適切な維持管理に関する支援を行う。また、災害時には、集合住宅内だけでなく地域との連携・協力が重要であるため、防災や福祉担当部署とも連携し対策を推進する。

基本施策7 三駅周辺まちづくりの推進

本市は、鉄道駅を中心として個性あるまちが形成されている。しかし近年では、駅間競争・まち間競争が激しくなっており、まちの個性や魅力を増していく必要がある。

吉祥寺地域では、本計画の期間内に吉祥寺駅の大改修が完了予定であるが、数十年に一度の機会であり、まちづくりにつなげる必要がある。特に近接する井の頭公園都の連携に

よるまちづくりとともに、南口駅前広場の完成を急ぐ必要がある。

中央地域は、三鷹駅前の低・未利用地であった一部の街区が民間の開発によって高度利用されたものの、全体的には道路等の都市基盤整備が完了していないことから、土地の高度利用が図られていない状況にある。三鷹駅北口周辺地区の整備方針を策定し、駅前にふさわしい土地へ誘導するとともに交通体系のあり方について検討する。

武蔵境地域は、武蔵野プレイスの完成や鉄道連続立体交差事業の進捗により、南北一体のまちづくりが着実に進められている。駅周辺の道路や駅前広場といった都市基盤整備を進めるとともに、地元各種団体による地域の交流や商店会の活性化など、南北一体となったにぎわいづくりに取り組み、商業・産業の連携と発展を図る。

(1) 吉祥寺地区

J R 吉祥寺駅改良事業及び京王吉祥寺駅ビル建て替え事業にあわせて南北連絡通路の拡幅直線化が進んでいる。進化するまち『NEXT-吉祥寺プロジェクト』に基づき、駅前広場や南北骨格軸の整備等を進めることで、「回遊性の充実」、「安全安心の向上」を目指したまちづくりを推進する。

① 吉祥寺駅周辺交通環境の整備

北口駅前広場では、タクシーやバスなどの交通輻輳が課題となっている。また、南口ではパークロードを路線バスが通行する危険な状態が続いており、南口駅前広場の整備とともに、その改善が望まれている。また、井の頭公園は貴重な資源であり、七井橋通りの整備などにより、歩行環境を改善する。

② 吉祥寺地区の土地利用

吉祥寺グランドデザインに基づきゾーンごとの課題に応じたまちづくりを推進するとともに、全体の回遊性を向上させることで、吉祥寺全体の魅力を高めるとともに、活性化およびブランド力の維持・向上を図る。

駅周辺の公共施設については、吉祥寺地区に散在する市有地を有効活用し、長期的な視点で適正な配置について検討を進める。特に、公会堂は築 50 年になろうとしており、施設の老朽化が進んでいる。商業エリアと井の頭公園の動線上に位置しており、同地の利活用はまちづくりの上でも大きな要素となる。これらのことを念頭に、公会堂敷地の利活用を行っていく。

また、老朽化した民間建築物の建て替えを促し、街の魅力を向上させるための手法等についても検討する。

(2) 中央地区

中央地区は、緑豊かな駅前広場を中心として、商業・業務地と住宅街が近接する街並みが形成されている。三鷹駅北口周辺の補助幹線道路などの都市基盤整備を進めるとともに、散在する低・未利用地を適切な土地利用へ誘導し、駅周辺にふさわしい街並みへつなげる。

① 三鷹駅北口周辺交通環境の整備

三鷹駅北口では、バス・タクシー・自家用車が駅前広場に多く乗り入れており、交通の輻輳が課題となっている。三鷹駅北口周辺に計画されている補助幹線道路の事業進捗とともに、その完了にあわせて駅周辺全体の交通体系を見直しする。あわせて、タクシーの待機方法など、より良い交通環境を整えるためルール化を進める。

② 中央地区の土地利用

三鷹駅北口周辺は、道路拡幅事業が完了していないことから、低・未利用地が多く、土地の高度利用が図られていない。道路事業等の都市基盤整備を推進するとともに、駅前地区にふさわしい土地利用を推進し、活気があり魅力的な街並み形成を促進する。また、市が保有する低・未利用地については、民間活力の導入による有効活用等について検討を進める。

西久保二、三丁目地区では、住居や業務などの用途が混在する地域であり、また木造住宅が密集する地域でもあることから、良好な住環境の形成に向けて検討を進める。

(3) 武蔵境地区

武蔵境駅周辺では、市民、商業者等、地域住民の視点で議論された提案を基本に、駅舎づくりや駅舎連続施設（南側）等建設が進められてきた。今後も地域住民を中心に多様な主体が連携し、整備計画に基づき、北口駅前広場、駅舎連続施設（北側）及び周辺道路等の整備を着実に進め、南北一体のまちづくりを推進する。

また、JR中央線の複々線化については、引き続き今後の動向を注視する。

① 武蔵境駅周辺交通環境の整備

JR中央線及び西武多摩川線連続立体交差事業により高架化が完了し、南北一体のまちづくりの実現に向け、駅前広場や都市計画道路など都市基盤整備を進める。あわせて、ムーブスの路線網について改めて検証するとともに、まちの回遊性や利便性を向上させるために案内機能を充実させ、まちの賑わいの創出を図っていく。

② 武蔵境地区の土地利用

武蔵境地区は、市民、商業者、大学関係者、鉄道事業者、農業者など地域の多くの関係者が連携して、武蔵境らしい街並みの形成と南北一体化の新しいまちづくりを推進している。今後も多様な主体が連携したまちづくりを推進できるよう環境等の整備を図っていく。

駅周辺には、大規模店舗が立地し、その周辺には生活に密着した路線商店街が広がっている。地域商店街がさらなる賑わいと活気で溢れるよう、道路整備や休憩スペースの設置などにより、安心して買い物ができる空間づくりを進める。

また、市民の利便性を考慮し、武蔵境市政センター等を移転する。

基本施策 8 安全でおいしい水の安定供給

本市の水道事業は、昭和 29 年の創設以来、市単独の事業として安全でおいしい水の供給を行ってきた。しかし高度成長期の水需要増により昭和 43 年に都から分水を受けるようになり、現在は市内の深井戸からの供給割合は約 8 割となっている。水道は日常の市民生活と都市活動、災害時の「生命の水」として最重要な基盤・ライフラインであり、将来も都市の発展や震災・事故などの状況変化に対して安全で確実な事業運営がなされなければならない。

そのため、老朽化している浄水場施設や水源施設の適正な維持管理や、老朽化した配水管網の整備、耐震化向上を計画的に進めていく。また、貴重な自己水源である深井戸の維持・更新を計画的に進めていくとともに、貯水槽水道の衛生問題の解消やおいしい水の供給のため直結給水方式の普及に努める。

災害時や事故等においても水道水を安定供給するためには、浄水場間及び東京都水道局

との連絡管等のバックアップ機能を確認する必要がある、都営水道との一元化に向けた検討を進めていく。

(1) 水道施設の整備

市民にとって最も重要なライフラインである水道水の安定供給を図るため、配水管の新設、老朽管の更新、取水不足地域解消のための口径 50mm 以下のビニル管の布設替えを行い、配水管路の耐震化を推進する。

また、経年劣化した深井戸等の水源施設や浄水場施設（ポンプ設備、電気設備、計装設備、ろ過設備等）を計画的に維持、更新する

(2) おいしい水の供給

安全はもとより、おいしい水への市民ニーズも高まっている。そのため、受水タンクの衛生問題等のある受水槽タンク方式をとっている建物の所有者には、三階直結給水方式及び直結増圧給水方式の普及を図る。

(3) 経営の効率化

日割計算・口座振替割引制度の導入や電子マネーでの支払サービス等の検討を行い市民サービスの向上を図る。また、調定・収納事務の包括的な委託を進める等、組織のスリム化を図り、経営の効率化に努める。

(4) 災害時の安定供給と都営一元化へ向けた検討

「生命の水」として水道水を安定供給するために、災害等による停電時でも水の供給を確保できるよう、水源の非常災害用給水施設に新たに自家発電装置を設置する。また、財政調整の基礎となる財務諸表の再整備を行っていくことで、事務的な課題を整理し、安定供給のための都営一元化に向けた検討を進めていく。

VI 行・財政

基本施策 1 市政運営への市民参加と多様な主体間の柔軟な連携・協働の推進

本計画をはじめとして、各施策分野で策定される計画は多くの市民、関係者や関係団体等の参加により策定されている。これらの計画に基づき市政が運営されており、多くの事業が市民参加により実施されるなど、市民参加は市政の欠かせない要素である。これからも市民ニーズを的確に市政に反映していくため、市民参加の拡大を図っていく。

時代とともに、社会における価値観や個人の価値観は変化しており、それに伴い、公共課題が変質してきている。詳細な事案や私的な問題までが公共課題とされることがあるとともに、それぞれの問題が複雑に絡み合うこともあり、画一的な対応では解決できなくなってきた。そのため、公共課題の解決には、対応する側の量的充足とともに質的充足が重要になっている。一方、このような課題にアプローチする主体の多様化も進んでいる。

このようなことから、公共課題への取り組み主体や手法を固定的に考えるのではなく、誰もが、一人の市民として、また様々な形態・体制等を介して、柔軟にアプローチしながら解決に取り組んでいく必要がある。

行政には、主体的に公共課題の解決に取り組むとともに、市民や他の主体への必要な支援を推進する責務があることを前提としながら、個々の市民、NPOなどの多様な団体や各種の事業者と行政が、お互いを尊重し、補い合いながら、柔軟に、かつしっかりと連携・協働することで公共課題の解決に取り組んでいく。

(1) 参加の拡大

市政運営の基軸となっている各計画の策定や事業実施への市民参加を進めていくことは、市民自治をより充実させることとなる。そのため、市民のニーズや意向を組み入れながら、より多様で広範な市民の参加を得られるよう、市民参加の機会・場の拡大や多様な参加手法を実施していく。また地域の自治への参加は、市政への参加にもつながるものであり、地域での活動についても、いっそう支援を進めていく。

(2) 連携と協働の推進

公共サービスの担い手は、行政だけに限らず市民ボランティア、市民活動団体、NPOなど多様化しており、各主体間における柔軟な連携と協働の輪を広げるため、ネットワークを構築することが重要である。行政はそのための基盤整備を行うとともに、それぞれの主体による積極的な活動に対して支援を行って行く。

(3) 市政運営等に関する将来像の共有化

地方自治法の抜本改正に関する検討が進められており、市長と市議会の関係をはじめとして、自治体の姿に変化が起こる可能性がある。そのため、市の基本構造等についても考えていく。

また、本市ではこれまでコミュニティ条例、情報公開条例や行政手続条例など市民自治の推進のために必要な条例を整備してきた。これからも市民自治を原則とした市政運営を行っていくために必要な制度や手続き等のルール化を進めることで、総体として自治体運営に関するルールの体系を構築し、本市が目指す自治のあり方を市民、市議会、行政が共有していく。

基本施策2 市民生活視点に立ったサービスの提供

社会環境の変化や個々の市民の働き方、生き方の多様化により、公共サービスに対する市民のニーズは高度で複雑になっており、サービスの範囲は拡大している。それとともに、サービスの提供主体は多様になっており、その中で行政の担うべき役割は変化している。今後は、財政状況が厳しさを増すものと考えられ、限られた政策資源の中でサービスを提供していくことが一層求められることとなる。そのため、市民志向を基軸にして、様々な主体がそれぞれに展開しているサービスの連携を強めていく必要がある。

このことから、行政サービスの提供方法を再確認するとともに、公共サービスの提供主体間の連携強化などを推進していく。また、必要としている人に対し確実に公共サービスが行きわたるよう、より効率的・効果的な情報提供を行っていく。

(1) 行政サービスの提供機会の拡大

市民が、必要な行政サービスの多くを市役所に出向くことなく受けられるよう基盤を整備するため、市政センターの休日開庁や自動交付機の活用によるサービス提供時間の拡大を検討するとともに、ICTや自動交付機により取り扱う事務の範囲の拡大を推進する。また、税金の納付手段を多様化するため、コンビニエンスストアでの取り扱い範囲の拡大や、クレジットカードによる納付の開始など、民間サービス機関を活用した納税の多チャンネル化を図り、市民の利便性を高める。

(2) 効率的・効果的な行政サービスの提供

本市では、すでに住民票等郵送請求事務の外部委託化を実施しているが、提供する行政サービスの質を維持向上しつつ効率的に展開できるよう、外部委託化が可能な事務の検討を進める。また、市民が必要なサービスを必要な時に的確に受けることができるよう、組織間の連携と連動を図るとともに、近隣自治体との連携による共通事務・事業の統合も視野に入れ、サービスの提供の在り方についての検討を進める。

(3) 公共サービスの連続性の向上

本市では、様々なサービスをなるべく包括的に行うことにも取り組んできたが、今日、各サービスに関する制度等は細分化・深化しているとともに、専門知識が求められており、単純なワンストップサービス化では、かえって質の低下につながることもある。そのため、公共サービスの一覧性を高めるとともに、個人情報保護に配慮をしながら、各部署で情報の一元化を図る必要がある。合わせて、生涯を通じて公共サービスが途切れることなく提供されるよう、各主体間における必要な情報の共有化等についても検討していく。

基本施策3 市民に届く情報提供と市民要望に的確に応える仕組みづくり

適切な情報を適切な時に市民に届けるとともに、市民の声に真摯に対応することが、市政への信頼を高めることにつながる。

本市はこれまで、情報公開と広聴を重視した市民参加による市政運営を実践し、市民

への丁寧な情報提供を行ってきた。情報社会の進展により、市政に関する様々な情報はより手軽で迅速に入手することができる環境が整ってきた。しかし一方では、生活様式の多様化、地域コミュニケーションの希薄化等により、情報が、地域内や市民の間で伝わりにくくなっており、有益な情報であっても市民に広く行き渡らないといった状況になっている。

市政における透明性をさらに高めていくためにも、現在市が行っている情報公開・情報発信の方法を見直し、包括的、総合的に展開していく必要がある。

今後も、広聴機能を充実し、市民と行政のコミュニケーションを一層活発化させるとともに、広報活動と広聴活動との連携を深めていく。

(1) 積極的な情報発信と説明責任の向上

情報公開・情報発信機能を強化するため、速報性と公平性に配慮しながら、誰もが必要な情報を容易に入手できるよう、多様な手段による市政情報の提供を行っていく。特に予算や財務状況は市政運営の根幹をなすものであるため、市民にわかりやすい内容及び方法による公表を進めていく。

公正で、合理的かつ効率的な事務処理を確保し、適正な市政の運営を図るとともに、市民への説明責任を果たしていくためには、監査機能の充実が必要である。そのため外部監査制度の導入などについても検討を進める。

(2) 広聴の充実

適切な市民サービスを実施するためには、市民ニーズの的確な把握が最も重要である。そのため、市民意見への傾聴を重視し、対話の機会の充実を図るとともに、相談窓口の連携を推進し、市民の様々な相談に的確かつ迅速に対応できる柔軟な仕組みを構築する。

(3) 広報と広聴の連携の推進

市民と市のコミュニケーションの活発化のため、広聴と広報がそれぞれ一方通行になるのではなく、情報が循環するサイクルを確立する。併せて、組織内の情報の交流を図ることにより、広報と広聴の連携を深める。

基本施策 4 公共施設の再配置・市有財産の有効活用

本市の公共施設は、市民生活を支える基盤としてその役割を果たしてきたが、現在老朽化が進んできている。保全整備により耐用年数を延伸するとともに、現有資産をできる限り有効に活用しながら、30～40年先を見据えた公共施設の配置を行うとともに、計画的な建て替えを行っていく必要がある。このため、今後の公共施設の配置は、「公共施設配置の基本的な方針」（注：課題C参照）に基づきながら実施していく。

一方、都市基盤分野で述べたように、都市基盤のリニューアルも推進していく必要がある。これらとともに、公共施設の配置や整備を推進していくためには、大規模な投資が必要になる。そのため、これまで計画的に備えてきた基金の活用や、活用の見込めない市有地等の売却による歳入確保を図り、他の施策への影響を最小限にしていく。しかし、財政環境が厳しくなることは不可避であり、「選択と集中」の観点から市政運営を行っていく必要がある。

(1) 公共施設の再配置と計画的整備の推進

本計画に定める「公共施設配置の基本的な方針」に基づき、市民・市議会・行政が情報を共有しながら、公共施設の適正な配置を推進する。

一定の広さを持つ未利用地については、公共施設の建替え用地として活用するとともに、継続して利活用していく施設については、改良保全や劣化保全を計画的に実施する。また、改良保全をする際は、「安全」「福祉」「環境」などに配慮した施設整備を行う。

(2) 市有財産の有効活用

PRE（公的不動産）戦略に基づき、市が所有する土地・建物を有効に活用しながら公共施設の建替等を進めるほか、利用計画の定まっていない物件については、売却や貸付などを行い、管理コストの節減に努めるとともに歳入の増加を図る。

基本施策5 社会の変化に対応していく行財政運営

本市は豊かな市民の担税力を背景としながら、行財政改革を逐次推し進めるとともに計画的な財政運営を行ってきたことなどにより、健全で安定的な財政運営が行われている。しかし、経済の先行きが不透明な中、社会保障費の増加や都市基盤のリニューアルに対する財政負担の増加などが見込まれており、今後一層の厳しさを増すことが予想されている。引き続き質の高い行政運営を行っていくとともに、社会の変化に柔軟に対応するため、安定的な財政運営を推進する。

自然災害や新たなウイルスの発生、情報セキュリティに関するリスク等、市政運営に関わるリスクは多数ある。危機の発生を防止するための日頃の取組みはもちろん、実際に危機が発生した場合には、行政には的確な行動とともに正確な情報の伝達が求められている。このことを踏まえ、リスク管理も含めた組織マネジメント力を強化していく。

市政の代替・補完機能を担っている財政援助出資団体では、新公益法人制度への移行が進められている。一方、公共の概念は変化しており、設立目的や役割等を考慮しながら、将来の姿について検討する必要がある。

これらのことを踏まえながら、自治体の経営力を高めていく。

(1) これからの時代を乗り切るための経営力の強化

公共サービスに対するニーズは多様化するとともに高まっている。一方で超高齢社会や人口減少社会が現実となっており、市の財政状況は厳しくなることが予測されていることから、最小の経費で最大の効果を発揮する、効率的な市政運営を推進していく必要がある。そのため、民間経営の考え方や手法も取り入れながら、財源確保、各種政策資源の有効活用、選択と集中の徹底などを推進するとともに、的確な経営判断や判断結果の迅速な具体化を推進するため、トップマネジメントをはじめとする各マネジメントの強化など、自治体の経営力を高めていく。

(2) 健全な財政運営の維持

持続可能な行財政運営を実現するため、行政課題の解決に向けた基本方針を見直し、行財政改革を一層推進していく。また、中長期の視点に立った計画的な財政運営を実施するため、バランスシート等の財政指標を活用した財政運営ガイドラインを作成していく。本市では、独自方式で複式簿記による連結財務諸表を作成しているが、他市との比較は難しい面があるとともに、仕分け作業が煩雑等の課題もある。これらの解決に向け、

複式簿記会計のシステム化も含め、費用対効果や利用方法等の視点に立って研究を進めていく。

(3) 行財政改革の推進

今後も、良好な市政運営を継続するとともに、行政サービスを向上させていくため、行財政改革を継続していく。特に本計画期間以降は、大規模な財政負担を伴う都市基盤のリニューアル、公共施設の維持・更新に取り組む必要があり、健全な財政運営のためにも、いっそうの行財政改革が必要である。

組織や機構の見直し、職員定数の適正化、事務事業及び補助金等の見直し等を推進するとともに、新たな事業を行う際には、常にスクラップ・アンド・ビルドの視点を重視することで既存事業の見直しを徹底する。また、事業の組み立てから予算編成・執行、そしてチェックに至るマネジメントサイクルを各事業に適用し、課題の把握と、課題への迅速な対応等を推進する。

(4) ICT 化による業務の効率化等の推進

社会における ICT 化はますます進展しており、日常生活や業務に欠かせないツールになっている。本市でも日々の業務や市民への情報提供のツールであるとともに、庁内ネットワークばかりではなく住民基本台帳ネットワークなどの他の機関等とのネットワーク化により機能しているものもある。このように、様々なシステムが導入され、事務の効率化等が行われているが、導入から維持及び管理、システムの改修や更改を通したフルコストでは、多額の費用を要するものもあり、これらの点についても導入検討時点から精査する必要がある。また、昨今自治体クラウドの導入を進める自治体も出てきているが、その機能を十分に発揮するためには、他の自治体との事務の標準化等についても検討すべきであり、このような観点も踏まえながら ICT 化による業務の効率化等を推進していく。

(5) リスク管理能力・危機対応力の強化

業務上発生するリスクは、たとえ小さなものであっても、対応を誤れば大きな問題へと発展していく。危機を未然に防ぐために、発生する恐れのあるリスクを抽出、体系化し事例を共有することで、組織としてリスク管理能力を高めていく。

自然災害などの不測の事態に備え、業務継続計画（BCP）を改定する。また、BCPを有効に運用するためにPDCAサイクルに基づく業務継続マネジメント（BCM）を強化し、訓練や点検作業等を常に行っていく。

(6) 公共サービスにおける適正な受益と負担

市民サービスと受益負担の関係は、公平性・透明性のもとに整合されなくてはならない。使用料・手数料の見直しは、4年ごとに定期的に行っており、急激な負担増加にならないよう配慮しながら、他区市との現状比較や負担の根拠などを検証し、適正な受益者負担による公平性の確保を図っていく。

また、既に市ホームページでのバナー広告や刊行物への広告掲載などを行われているが、サービスの受益者負担の検討にあたっては、このような観点についても勘案する。

(7) 財政援助出資団体に関する将来像の検討

市の出資等により設立された財政援助出資団体は、広く市のサービスを代替・補完し、その事業を拡大してきた。一方で、今日、公共の概念は広がるとともに、公共サービスの提供主体は市民活動団体から株式会社まで多様化しており、行政や財政援助出資団体が担うべき役割を精査する時期がきている。公共サービスにおける役割分担の再定義は、意欲をもった市民・市民団体やNPO等の自発的な活動の展開にもつながり、結果として

公共サービスの質を高めることにもなる。このような観点から、財政援助出資団体の整理・統廃合などについても検討する。

今後、現在財政援助出資団体は、民間等との競合関係においても、その存在意義を明確にする必要があるとともに、財源は市からの補助金や委託料が多くを占めていることから、経営改革を推進していく。また、財政援助出資団体の多くは、公共施設の指定管理者となっているが、公共サービスの担い手が多様化している現状等を踏まえて、指定管理者制度のあり方についても検討していく。

基本施策6 チャレンジする組織風土の醸成と柔軟な組織運営

今日のまちの姿は、市民と行政が力を合わせて作りあげてきたものであり、武蔵野市方式による長期計画の策定や市政運営、コミュニティ構想や各種の独自の施策により、地方自治の先頭に立ち、独自の文化を築いてきた。その結果、およそ8割の市民がこれからも住み続けたいと感じ、民間事業者による調査でも「住みたいまち」として高く評価されている。

市を取り巻く社会環境は刻々と変化しており、これからも魅力あるまちであり続けるために、市の職員は常に公共課題の本質を見極めながら、新しい課題に対して果敢に誠実に取り組み続けなければならない。そのため、これまで培ってきた伝統・技術・経験を継承するとともに、職員一人ひとりの能力の育成と、その能力を活かせる組織・人事制度の構築及び組織風土の向上に取り組む。

また、より良い行政サービスを提供していくため、市役所や市の職員が担うべき役割を明確にしたうえで、適正な職員定数を維持しながら、多様な人材を活用するとともに、個々の職員が能力を発揮しやすい良好な環境の構築を継続していく。そのため、嘱託職員や臨時職員も含め、各職員の職務・職責を明確にするとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進等柔軟な働き方の実現についても検討する。

(1) 目的意識を持ち自らチャレンジする人材の育成

日常業務を通じ、上司から部下へ、先輩から後輩へと技術・経験や仕事に対する姿勢・価値観を伝えていくことで、自ら意欲的に学習し、自律して行動する人材を育成する。また、常に社会の変化を感じ大局的な視点から業務の目的を意識するとともに、経営感覚をもって変革と創造にチャレンジする人材を育成する。

(2) 個の能力を活かし組織力を高める人事制度の確立

行政需要や環境の変化に柔軟に対応し、複雑な課題にもチャレンジする活力をもった組織であり続けるため、職員一人ひとりの強みが活かせる人事制度を確立する。

(3) 職員構成や就労環境の多様化を見据えた組織のあり方の検討

多様なニーズに対応するためには多様な人材が能力を発揮することが重要である。職員一人ひとりの異なる属性、価値観や生活状況を認め、個性を活かして最大限その能力を発揮できる風土を醸成していく。

嘱託職員や臨時職員の全庁的なマネジメントの支援のため、任用・服務に関するガイドラインの策定や人事課による事務支援を行う。現在各課ごとに行われている任用事務について標準化、集約したうえで外部化を含めあり方を検討する。

(4) 今後の自治体のあり方の検討と職員定数の適正化

地方自治法の抜本改正に関する議論が進められるなど、地方自治をめぐる環境は大きく変わることも考えられ、今後の市のあり方や、市役所での仕事像についても明確にしていく必要がある。このことを前提として、次期職員定数適正化計画を策定する。また、財政援助出資団体との関係や、外部委託化等についても、今後の方向性を明確化する。合わせて、退職職員の計画的な再任用・再雇用を推進するとともに、市民雇用創出事業及び障害者雇用創出事業についても積極的な活用を検討していく。